

労働講座2014

働く上で必要な知識（1）労働法Q & A

2014年7月7日

高須裕彦（一橋大学大学院社会学研究科フェアレイバー研究教育センター）

ゲスト：森崎 巖（全労働省労働組合執行委員長／元労働基準監督官）

本日と次週の授業のねらい

- これまでの授業（正規・非正規労働者の働き方や日本の労働社会の成り立ちと改革の方向）を踏まえ、
 - トラブル事例から私たちの権利について考える
 - トラブルにあった時に問題をどうやって解決するか
 - 労働法によって定められた労働者の権利、労働行政機関の機能、労働組合の役割や機能を学び
 - 社会に出て働き、生きていく手がかりを考える。

スピーカーの紹介

- 森崎 巖：全労働省労働組合中央執行委員長。労働基準監督官として、首都圏の労働基準監督署や労働局に約20年勤務の後、厚生労働省の旧労働省（本省、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所など）系の職員を組織する労働組合の専従役員として、組合活動に関わっている。
- 高須裕彦：一橋大学大学院社会学研究科フェアレイバー研究教育センター勤務。労働関係の出版社勤務をへて、全国一般労働組合のオルガナイザーとして、労働相談・組合づくりに14年間従事する。2006年から現職。労働教育の実践や日米の労働運動に関する調査研究に従事している。

労働講座受講生アンケートの結果

アルバイト実態調査アンケート

4月21日実施

- アルバイト経験：回答者72名中69名。
- 130のアルバイト先：複数のアルバイト先を経験
- 勤続期間が長い：65事例で勤続1年以上
- 週20時間以上勤務(雇用保険の適用可能性がある):54例
- 週30時間以上勤務(社会保険の適用可能性がある):16例
- 業種・職種：第三次産業：塾、家庭教師、飲食店（居酒屋、ファミレス、レストラン、焼肉、そば・うどん、ラーメン、寿司、パスタ、カフェバーなど）、宅配ピザ、ファストフード、コーヒー・カフェ、販売（コンビニ、スーパー、ドラッグストア、百貨店、書店、弁当、その他量販店、その他販売）、運輸・引越、郵便局、カラオケ、清掃、スポーツジム、出版社、その他サービス業など

アルバイト実態調査アンケート トラブル・問題事例

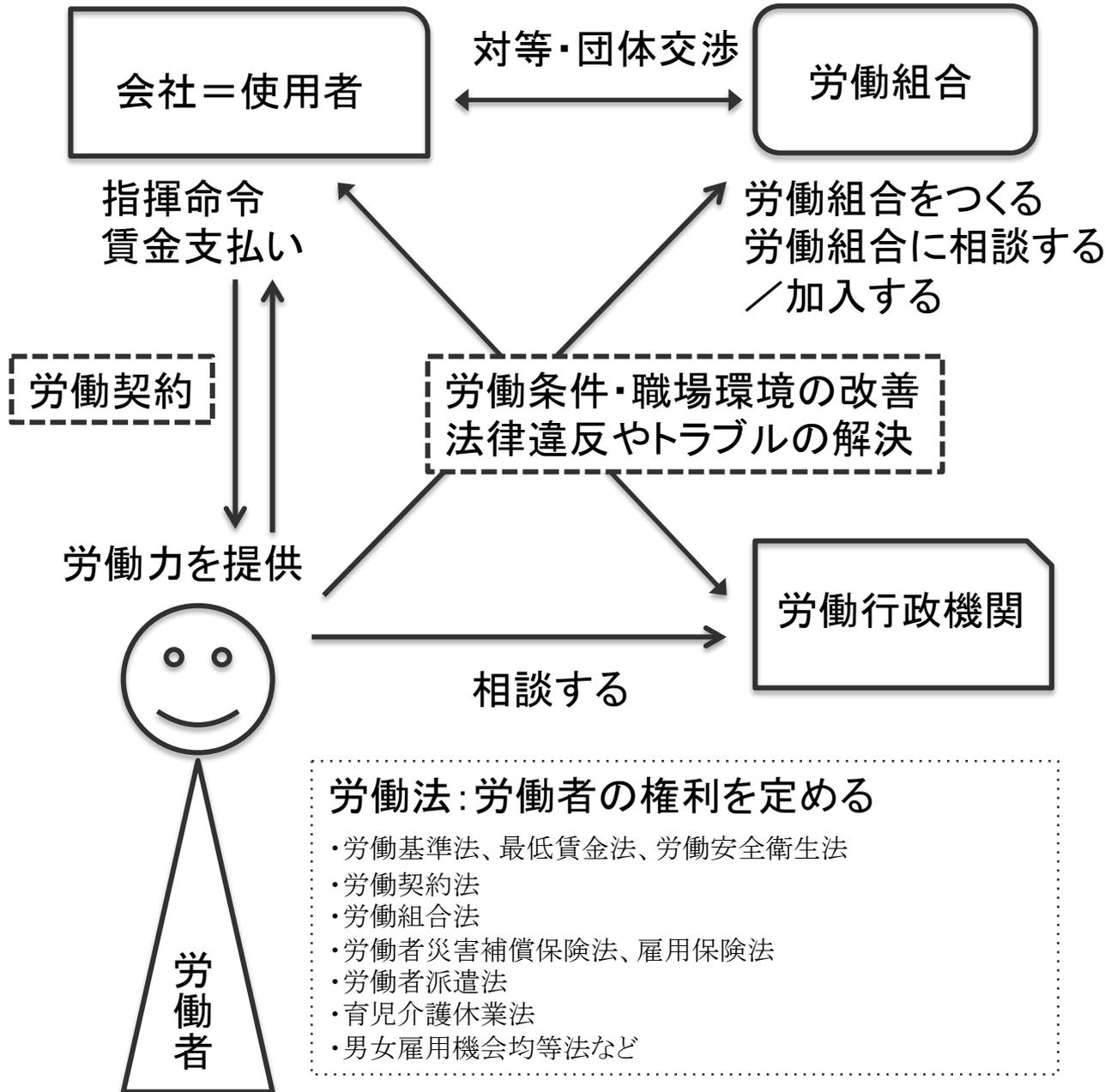
- 賃金不払い：労働時間記録の改ざん・勤務終了前にタイムカードの打刻を強要、無給の早出（清掃準備、時間中に仕事を終わらせるため）、授業準備や会議出席の不払い、深夜手当がない、残業代の不払い、交通費の不払い、休憩を取ったことにされて賃金が払われない、給与遅配
- 休憩が取れない、休憩時間中も拘束される、休憩がない
- 有給休暇がない
- 勤務シフト・出勤日を会社側の都合を強要
- ネットで見ることになっている給与明細が見られない
- いじめ・パワハラ、店長とのトラブル、セクハラ
- 配達中に事故を起こし、バイクの修理費を自己負担
- 客からのクレーム
- 正社員：長時間労働、休みがない、転勤が多い

B.労働法の基礎知識について

(回答総数71)

設問	○	×	正答
(1) 会社は正社員に対しては都道府県ごとに定められた最低賃金以上の賃金を払わなければならないが、パートやアルバイトには適用されない。	2	69	×
(2) 会社の業績が悪ければ、労働者の同意がなくても、一方的に時給を下げるができる。	20	51	×
(3) 会社が倒産した場合でも、未払いの賃金がある時はこれを請求することができる。	60	11	○
(4) 労働基準法の定める労働時間の上限は、原則として1日7時間、週35時間である。	20	51	×
(5) 労働時間が6時間を超えた場合には、労働時間の途中で少なくとも30分の休憩を与えなければならない。	59	12	×
(6) 会社は6ヶ月以上勤務している正社員には有給休暇を付与しなければならないが、労働時間の短いパートやアルバイト従業員には付与する必要はない。	32	39	×
(7) 1日8時間を超えて働いた場合は、労基法や就業規則の定める規定が適用される場合を除き、原則として時給の25%以上の割増賃金を請求できる。	53	18	○
(8) 夜10時以降働いた場合は、時給の35%以上の深夜手当を請求できる。	32	39	×
(9) 女性は子が1歳になるまで育児休業を取れるが、男性は取ることができない。	5	66	×
(10) 会社にはセクシャルハラスメントの防止措置を行うことが義務づけられている。	66	5	○
(11) 会社は気に入らない労働者をいつでも解雇できる。	8	63	×
(12) 会社は労働者を即日解雇する場合、30日分以上の平均賃金を払わなければならない。	47	24	○
(13) アルバイト従業員がバイクでピザを宅配中に転倒してケガをした場合、労災保険から治療費や、ケガによって休んだ日の給料の一部が払われる。	57	14	○
(14) 日本国憲法は、労働者に労働組合を結成する権利(団結権)を保障している。	68	3	○

会社と労働者の関係図



- ・企業別労働組合
- ・地域ユニオン(会社に組合がなくても、一人で加入できる)
- ・連合や全労連などの相談窓口
- ・労働NPOなどの相談窓口

国の相談窓口

- ・労働基準監督署(労基法違反、労働災害)
- ・都道府県労働局(総合労働相談コーナー)

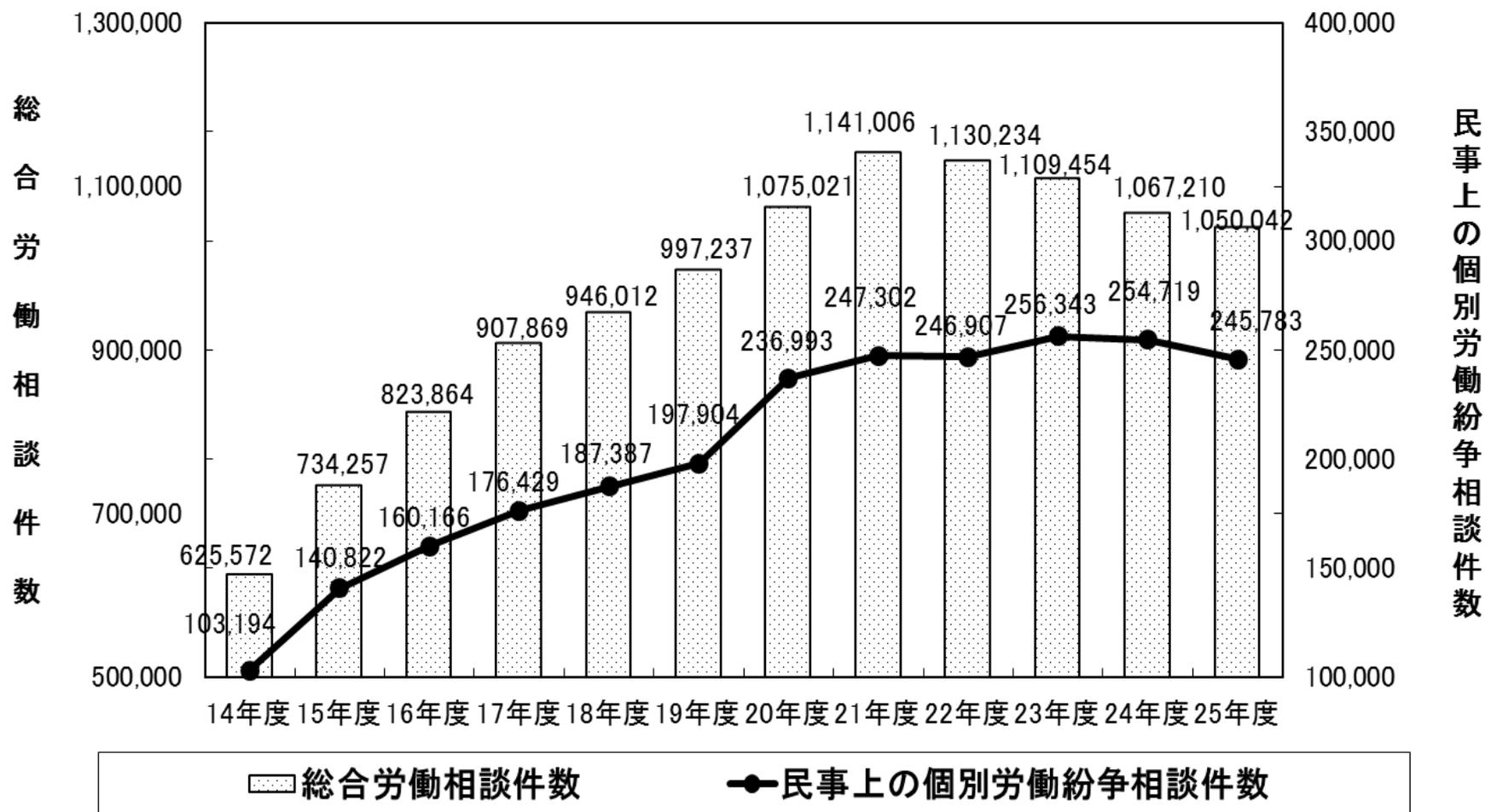
自治体の相談窓口

- ・東京都労働相談情報センター
- ・道府県労政所管事務所

個別労働紛争の増加

厚生労働省関係（労働局・労基署など）の総合労働相談件数は高止まり傾向。解雇・雇止め・退職勧奨27.2%、いじめ・嫌がらせ19.7%、労働条件の引下げが10.0%など（2013年度）

第1図 総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移



職場のトラブルから私たちの権利について考える

- 疑問に思ったら調べてみる。
- わからなかったら先輩や同僚に相談してみる。
- 職場に労働組合があれば労働組合に、なければ外部の相談機関に相談してみる。
- 正社員でも、パート・アルバイトでも原則として同一の労働法（労働基準）が適用される。ただし、1週間の労働日数や労働時間数により適用が変わる場合がある。

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(1) 働き始めるとき

- 労働条件明示義務（ポケット労働法P10~19）。
- 契約書、労働条件通知書（ポケ労12-13）、就業規則（ポケ労20-23)

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(2) 賃金

(2-1) 店の業績が悪いので突然時給を900円から800円にすると言われた。

- 一方的に賃下げはできない。労働者の合意や変更が合理的なものであることが必要（ポケ労23、基礎知識2）。
- 最低賃金を下回ることはできない（ポケ労26-27、基礎知識1）。
- 都道府県ごとに最低賃金が定められている。毎年10～11月頃に改定される。ネットで確認を。
- 東京都869円（2013年10月19日から。それまでは850円）、神奈川県868円、千葉県777円、埼玉県785円

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(2) 賃金

(2-2) 毎日の残業時間の端数(29分まで)が切り捨てられて、その分の残業代が支払われなかった。

- 毎日の残業時間の端数切り捨ては違法。1ヶ月分の合計額の30分未満を切り捨てて、30分以上の切り上げするならば可能。

(2-3) アルバイト先が突然倒産して閉店してしまった。今月分の給料が払われていない。

- 未払い賃金の立て替え払い制度(ポケ労31-33、基礎知識3)。

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(2) 賃金

(2-4) 売れ残った商品を強制的に購入させられた（代金を給与から控除された／賃金を支給する代わりに商品を渡された）。

- 労働者の意志に反して、強制的に購入させることはできない。括弧内は労基法違反（ポケ労28）。

(2-5) レジの不足分を強制的に負担させられた。

- 賃金から一方的に不足分を控除できない。制裁としての減給（ポケ労29）や損害賠償請求するのであれば、使用者は労働者の過失の立証が必要。

職場のトラブルから私たちの権利について考える（3）労働時間・時間外労働・休日・休憩

（3-1）労働時間の上限と例外

- 労働時間の上限（原則）：1日8時間、1週40時間
- 例外：変形労働時間制、事業場外労働みなし労働時間制、裁量労働制など複雑な制度に注意

（ポケ労44-48、基礎知識4）

- 休憩：6時間を超えると45分、8時間を超えると1時間の休憩。自由利用の原則。（ポケ労49、基礎知識5）

休憩が取れない、昼休みに電話番を命じられた、昼休み中も窓口にて待機してお客さんが来たら対応するように命じられた→違法！

- 休日：毎週1日、4週4日（ポケ労50-53）。

職場のトラブルから私たちの権利について考える（3）労働時間・時間外労働・休日・休憩

（3-2）深夜まで残業をさせられていますが、残業時間の制限はないのですか／夜10時以降も働いていますが、深夜の割増手当が払われていない／店長が長時間働いている／準備時間や清掃、片付けの時間がサービス残業になっている／労働時間の記録が改ざんされ不払いが発生している。タイムカードの不正打刻（残業前打刻など）を強制され、サービス残業をさせられている。

- 時間外・休日労働をさせるには、就業規則の定め、時間外・休日労働に関する労使協定〔36（サブロク）協定〕の締結、割増賃金の支払い（ポケ労54-59、基礎知識7・8）が必要。36協定で定める範囲で時間外・休日労働が可能（それを超えたら違法）。

職場のトラブルから私たちの権利について考える（3）労働時間・時間外労働・休日・休憩

（3-3）毎月30～40時間くらい残業をしているが、時間外手当はいつも同じ金額しか払われない。計算してみたら20時間分が払われているみたいだ。差額を請求できるか？

- 時間外手当を定額（固定残業代）で支給する場合には、あらかじめ何時間相当分かを明示し、その残業時間数を超えたら、超過時間数の時間外手当を支給しなければならない。したがって、差額を請求できる。

職場のトラブルから私たちの権利について考える（3）労働時間・時間外労働・休日・休憩

（3-4）シフトは19時半までなのに、客が少ないと16時で帰らせられる／生徒の当日キャンセルにより、塾に出勤してみると予定の勤務をキャンセルされた。

- 休業手当の支払義務（ポケ労28）。ただし、1日あたり平均賃金の6割以上の支払い義務。民事的には原則10割を請求できる。

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(4) 年次有給休暇

(4) 学生バイトは年次有給休暇を取れないと言われた／有給休暇を申請したら、その日は忙しいから取るなと言われた

- 雇用形態に関係なく、6ヶ月以上継続勤務して全労働日の8割以上出勤すれば、週の労働日数が1日でも有給休暇を取れる（所定労働日数に比例して付与）。
（ポケ労60-62、基礎知識6）
- 事業の正常な運営を妨げる場合に、使用者は他の日の変更する権利がある（時季変更権）。

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(5) 退職・解雇

(5-1) 仕事を辞めたいが辞めさせてくれない。→退職の自由（ポケ労104-105）。

(5-2) 店長とトラブルったら、突然明日から来なくて良いと言われた／来週閉店するので解雇だと突然告げられた。

(ポケ労106-108、基礎知識11・12)

- 解雇してはならない理由（労基法、労組法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法など）
- 解雇には合理的な理由が必要。
- 整理解雇の場合：整理解雇の4要件（必要性、回避努力、人選の合理性、手続の妥当性）。
- 解雇が正当であっても30日前の予告か、30日分の平均賃金（解雇予告手当）を支払わないといけない。

困った時の対処方法と相談機関

(1) 対処方法

- トラブルが起きたら、おかしいと思ったら、まず調べる
こと。
- 一人で悩まない。まずは相談すること。相談の上アクションするかどうか考えれば良い。
- 会社とのやり取り（管理職の発言）はできるだけ日時と内容を記録しておく（メモ、録音）。
- 先輩や同僚に相談できるのであれば相談する。会社に労働組合があれば相談してみる（信用できない感じがする場合は、次の相談先へ）。

困った時の対処方法と相談機関

(2) 労働行政機関

- 東京都労働相談情報センター 労働110番
0570-00-6110 (ポケ労P114-116)
- 労働基準監督署 (ポケ労P122-123)、公共職業安定所
(ハローワーク) (ポケ労121)
- 労働局雇用均等室 (ポケ労P124)、労働局総合労働相談
コーナー 0120-601-556
- 労働局需給調整事業部 (ポケ労P124)

困った時の対処方法と相談機関

(3) 困った時の相談先一覧

相談日・時間を設定している場合もあるので、必ず各団体のホームページで確認下さい

(3-1) 一人で加盟できる地域ユニオン・地域労組

- 下町ユニオン 江東区亀戸7-8-9松甚ビル2F 03-3638-3369
- 派遣ユニオン 渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2F
03-5371-8808
- 首都圏青年ユニオン 豊島区南大塚2-33-10東京労働会館 5
階公共一般労組内 03-5395-5359
- 全国一般東京東部労働組合 葛飾区青戸3-33-3野々村ビル
1階 03-3604-5983
- コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク (全国各地の地
域ユニオンの連絡先)

<http://sites.google.com/site/cunnet/home/network/>

困った時の対処方法と相談機関

(3) 困った時の相談先一覧

(3-2) 中央労働団体（ナショナルセンター）の相談窓口

- 連合 0120-154-052
(相談者の地元の相談窓口にかかります)

(3-4) 弁護士や労働NPOなどの相談窓口

- 日本労働弁護団（弁護士による労働法律相談）
千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階 03-3251-5363
- NPO法人東京労働安全衛生センター（職場の安全衛生や労働災害・職業病などの相談）
江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 03-3683-9765

ビデオ

『就活中のあなた必見です！！』

- 内容：
OB・OGの職場体験インタビュー
相談先（労働基準監督署、東京都労働相談情報センター、東京労働安全衛生センター、連合東京）
OB・OGからの就活アドバイス
- YouTubeで公開中